



裁判のIT化

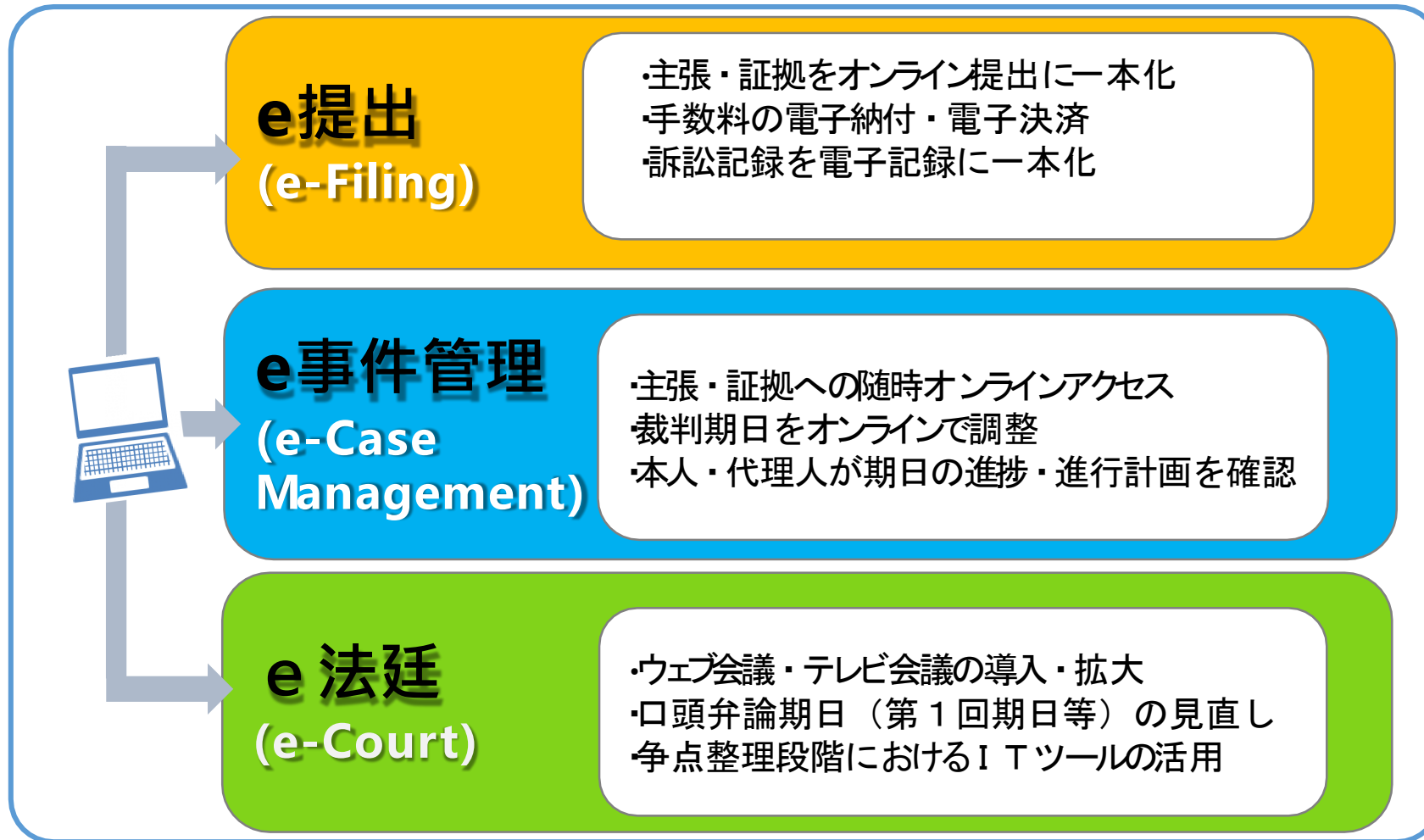
弁護士法人スピカ 弁護士平田健人

過去の状況

- 法廷に出廷しないといけない
- 裁判に時間がかかる
- 全て紙資料が必要

現在の状況

- 本庁の民事事件の9割がWEB会議
- 各法律事務所にTeamsのアカウントが付与されている
- 事件ごとにチームが作成されている
- 本人訴訟のみ法廷に出頭している
- ほぼ、e法廷は実現できている



※ 法務省ホームページより引用

改正民事訴訟法（令和4年5月25日法律48号）の成立

訴訟記録
の電子化

WEBによる
証人尋問

法定審理期間訴訟
手続に関する特則

改正民事訴訟法の概要

訴訟記録の電子化

- 「m i n t s」と呼ばれるシステムを利用
- オンライン提出（アップロード）ファイルのアップロードによる書面等の提出／直送
- 相手方当事者がアップロードした書面等のダウンロード／印刷
- 受領書の作成／提出（アップロード）

WEBによる証人尋問

- 当事者双方に異議がない場合
- 証人が出頭が困難な場合（住所、年齢、心身の状態等）
- 性被害者等の事案の性質上、圧迫を受け精神の平穩を著しく害される場合

法定審理期間訴訟手続

当事者の申出により裁判所が決定

- ・ 消費者契約に関する訴えと個別労働関係民事紛争に関する訴えは除く

決定後 2 週間以内に期日指定

- ・ 現在はだいたい 1 ~ 2 か月後に第 1 回期日

5 か月（或いはもっと短い期間）までに主張立証を尽くす

- ・ 裁判所が予め判断すべき事項を確認する

6 か月以内に口頭弁論終結し、1 か月後に判決

- ・ 通常訴訟にも戻せる。当事者の申出や判決後の異議申立て

実務への影響を独自に予想



スピードアップ



専門の弁護士を
全国から選べる



費用面でも変化

リーガルテック (法律とテクノロジーを合わせた造語)

電子契約

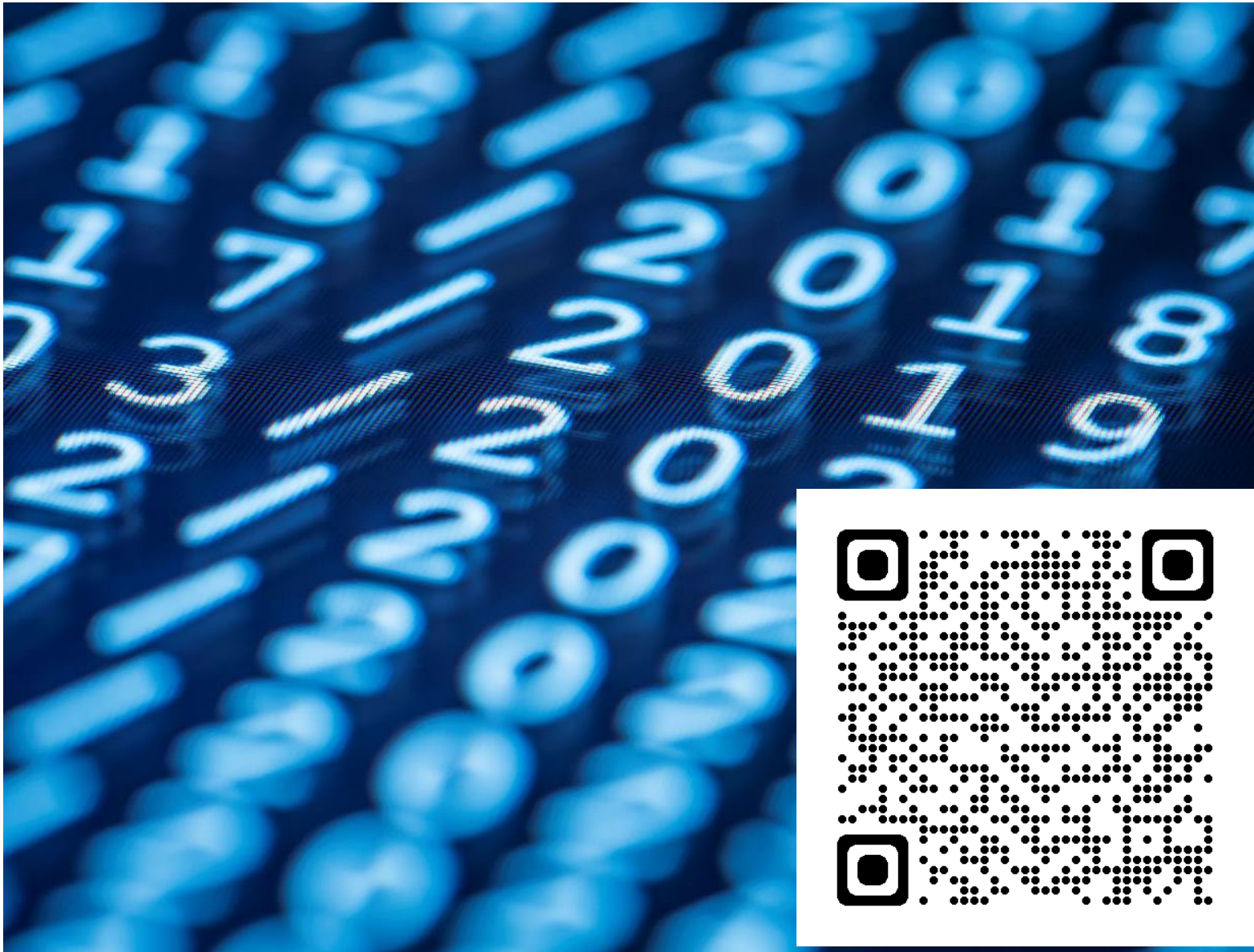
- 作成から締結まで全てクラウド上で完結
- 電子署名やタイムスタンプの利用

契約管理

- 締結する契約内容をAIでチェック
- クラウド上で全て保管する

法務人材

- 守り (ガーディアン)
- 攻め (パートナー ※ナビゲーション、クリエイション)



ご静聴ありがとうございます
ございます

弁護士法人スピカ
〒460-0003
名古屋市中区錦1-7-3
熊澤産業ビル 2階
平田法律商標事務所
弁護士 平田 健人